

## 農業農村地理情報システム技士資格の概要

### 1 農業農村地理情報システム技士とは

地理情報技術を活用し、農業農村整備分野の調査、計画、設計、施工管理、維持管理等の技術的業務を行うものとして、公益社団法人土地改良測量設計技術協会の会長が認定し登録した者です。

#### (1) 資格の目的

農業農村整備事業に係わる地理情報システム専門技術者の養成及び登録を行い、もって地理情報システム技術の適用、普及等の適正な推進を図るとともに、技術水準の向上と農業農村整備事業の推進に寄与することを目的としています。

#### (2) 創設の経緯

近年、農業農村整備事業分野において地理情報システム技術を活用した土地改良施設の管理システム、事業執行管理システムの構築等が重要な課題となっています。また、農業農村整備事業・土地改良施設の特質や農業・農村の事情に精通すると共に、これらを踏まえた地理情報システム技術の活用により、適切なシステム構築等を担う専門技術者を広範に養成することが求められる。

このため、平成 17 年度から、農業農村地理情報システム技術に係わる講習会を開催し、講習会修了者とこれと同等の能力と経験を有すると会長が認める者にたいして認定試験を行い、合格者を「農業農村地理情報システム技士」として登録する事業を行っています。

### 2 資格試験

資格試験では、講習会の講義内容である「農業農村整備分野における地理情報システム技術に関する専門知識及び技術力」について評価を行い、合格者に会長から合格証書が交付されます。

- ①資格試験は、規程に基づき設置された学識経験者等による運営委員会等に意見を求めつつ実施されます。(別添「実施の流れ」参照)
- ②受験資格は、農業農村整備分野に関する調査・計画・設計・施工・積算・管理等の技術的な業務の実務経験が 2 年以上の者となっております。
- ③運営委員会が定める合格の評価基準は、正答が全体の 6 割以上となっております。

### 3 登 録

農業農村地理情報システム技士試験に合格した者は、登録することによって農業農村地理情報システム技士登録名簿に記載され、公益社団法人土地改良測量設計技術協会のホームページで公表されます。

- ①登録の有効期間は登録証書が交付された日から5年間です。
- ②資格試験に合格後5年以上経過してから登録する場合は、公益社団法人土地改良測量設計技術協会の会長が開催する農業農村地理情報システム技士研修会（農業農村Webカレッジ研修を5年間で4講座を受講）を受講する必要があります。
- ③国又は地方公共団体の職員については、登録を行わなくても合格したことをもって、人事記録等への使用等ができます。

### 4 登録更新

登録された技術者は、技術の発展・変化に対応した知識・技術力の維持を目的として、有効期限内に指定された研修を受け、有効期間の5年間の5年目に登録の更新を行わなければなりません。

- ①登録更新をするためには、会長が開催する農業農村地理情報システム技士研修会として農業農村Webカレッジ研修を5年間で4講座（農業農村GIS関係3講座、農業農村整備技術関係1講座）を受講し、その受講証明書写しを添付して申し込む必要があります。
- ②やむを得ない事由により前項の研修に参加できなかった者にあつては、修了証の写しの代わりに、その理由書等を記した書面を協会に提出し、会長の承認を得ればこの限りではありません。但し、この場合の有効期間は1年です。

### 5 合格者および登録者数

平成25年度受験者は17名、そのうち合格者は17名でした。過去の累計は受験者383名、合格者375名で平成26年1月末日現在271名です。

## 6 農業農村地理情報システム技士資格の位置づけと活用

登録された「農業農村地理情報システム技士」は農林水産省の設計業務共通仕様書をはじめ、有資格者の管理技術者及び照査技術者として年々その活用範囲が広がっています。

### (1) アグリス「AGRIS」への登録

平成 10 年度から農林水産省は、「農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス」(アグリス「AGRIS」)を運用しています。これは、測量・建設コンサルタント等契約に係る業者の業務実績、技術者の資格、経験等を発注者が検索し、活用するものです。「農業農村地理情報システム技士」を積極的に「アグリス」へ資格者として登録し、その業務実績を蓄積することが重要です。

### (2) 農林水産省の総合評価落札方式・プロポーザル方式

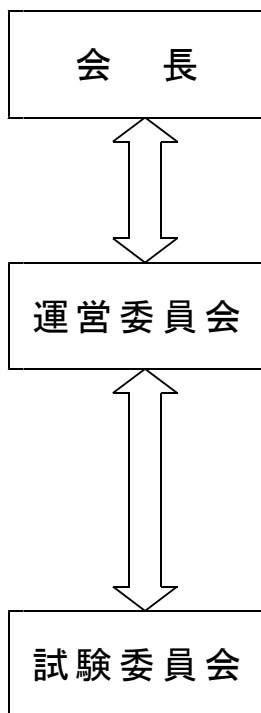
平成 24 年度の農林水産省の建設コンサルタント業務において、総合評価落札方式・プロポーザル方式の企業評価、予定管理技術者の資格要件で A 評価の技術士に準ずる資格として B 評価に位置づけされています。

(別添)

## 農業農村地理情報システム技士資格試験 実施の流れ

根拠規程

- ① 農業農村地理情報システム技士要請事業実施規程
- ② 農業農村地理情報システム技士運営委員会等規則



① 実施規程第4条に基づき、会長は運営委員会及び試験委員会を設置し意見を求める。

② 実施規程5条第2項に基づき試験本部を設置

① 運営委員会規則第2条に基づき学識経験者から選任し委嘱

② 運営及び実施計画、受験資格、試験問題、合否判定基準、受験資格、登録研修について審議、会長に報告

③ 任期は2年

① 運営委員会規則第2条に基づき学識経験者から選任し委嘱

② 講習会、試験問題の作成、試験の立会、採点を行い運営委員長に報告

③ 任期は2年